

# 四半期報告書

(第145期第1四半期)

株式会社 **ニコン**

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	7
第4 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【株価の推移】 .....	16
3 【役員の状況】 .....	16
第5 【経理の状況】 .....	17
1 【四半期連結財務諸表】 .....	18
2 【その他】 .....	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	29

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第145期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社ニコン

【英訳名】 NIKON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役取締役社長兼CEO兼COO 荻谷道郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

【電話番号】 03(3214)5311(案内台)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部ゼネラルマネジャー 橋爪規夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号

【電話番号】 03(3214)5311(案内台)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部ゼネラルマネジャー 橋爪規夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第145期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第144期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	237,870	955,791
経常利益 (百万円)	29,111	120,139
四半期(当期)純利益 (百万円)	17,954	75,483
純資産額 (百万円)	401,992	393,125
総資産額 (百万円)	836,245	820,621
1株当たり純資産額 (円)	1,015.57	983.94
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	45.16	189.00
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	43.30	181.23
自己資本比率 (%)	48.1	47.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,961	120,839
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△12,328	△49,783
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,565	△38,664
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	91,375	112,957
従業員数 (人)	25,791	25,342

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、株式会社仙台ニコン（国内生産会社）の精機事業を分離し、新たに株式会社仙台ニコンプレシジョン（国内生産会社）を設立したことにより、子会社が1社増加いたしました。この結果、平成20年6月30日現在では、当企業集団は、株式会社ニコン（当社）及び子会社65社並びに関連会社10社で構成され、精機事業、映像事業、インストルメンツ事業及びその他事業の製造販売を主な業務としている他、これらに付帯するサービス業務等を行っております。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権 の所有 割合%	関係内容			
					役員の兼任		営業上 の取引	その他
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)		
(連結子会社) 株式会社仙台ニコン プレシジョン	宮城県名取市	123	精機事業	100.0	—	7	当社製品 の製造	機械賃貸

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	25,791
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	5,114
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
精機事業	49,100
映像事業	106,553
インストルメンツ事業	7,099
その他事業	4,648
合計	167,401

(注) 金額は、製造者販売価格によって算出し、付属品仕入額を含み、消費税等は含んでおりません。

#### (2) 受注状況

当社グループは見込生産を主としておりますので記載を省略しております。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
精機事業	57,905
映像事業	164,859
インストルメンツ事業	10,933
その他事業	4,172
合計	237,870

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額には消費税等は含んでおりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 当第1四半期連結会計期間の経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日）は、精機事業及びインストルメンツ事業においては、顧客企業の設備投資抑制の影響を受けましたが、映像事業では、世界的な景気の減速傾向にもかかわらず、販売が好調に推移しました。これらの結果、連結売上高は2,378億70百万円となりました。一方、会計処理基準の変更や対ドルにおける円高の影響により、連結営業利益は287億20百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

精機事業は、液晶パネルメーカーの投資が回復したものの、半導体メーカーの投資抑制の影響を受けました。

映像事業は、デジタル一眼レフカメラがフラッグシップ機「D3」からエントリー機の「D40」まですべての機種において好調に推移し、コンパクトデジタルカメラも「COOLPIX S600」をはじめ、前期末に市場投入した機種が好評を博すなど売上げを伸ばしました。

インストルメンツ事業は、バイオサイエンス事業の売上げは堅調に推移しましたが、産業機器事業は国内企業の設備投資に抑制が見られました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 日本

半導体露光装置は投資抑制により伸び悩みましたが、液晶露光装置が堅調に推移しました。また、デジタル一眼レフカメラの売上げが好調に推移しました。

#### 北米

景気後退が懸念される中、デジタル一眼レフカメラ、コンパクトデジタルカメラともに売上げを伸ばしました。

#### 欧州

デジタル一眼レフカメラを中心に映像事業製品が売上げを伸ばしました。

#### アジア・オセアニア

中国を中心にデジタル一眼レフカメラ、コンパクトデジタルカメラの売上げが好調に推移しました。

#### (2) 当第1四半期連結会計期間末の財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産の残高は、対前連結会計年度末比、156億24百万円増加し、8,362億45百万円となりました。これは、現金及び預金が減少したものの、たな卸資産並びに有形固定資産が増加したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における負債の残高は、対前連結会計年度末比、67億57百万円増加し、4,342億53百万円となりました。これは主に、短期借入金や、前受金を含む流動負債のその他などが増加したことによるものです。

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は、対前連結会計年度末比、88億67百万円増加し、4,019億92百万円となりました。これは、主に、自己株式の取得があったものの、四半期純利益179億54百万円の計上等により利益剰余金が増加したためであります。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、法人税等の支払いなどがあったことにより、期末残高は、913億75百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金の減少は、29億61百万円となりました。これは税金等調整前四半期純利益が287億45百万円であったものの、法人税等の支払いが295億70百万円であったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少は、123億28百万円となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出が69億94百万円であったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金の減少は、85億65百万円となりました。これは、短期借入金の増加が純額で95億6百万円あったものの、配当金の支払が48億59百万円あったことや自己株式の取得による支出が120億80百万円あったことなどによるものです。

### (4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は142億31百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

今後急速に需要拡大が見込まれるArF液浸スキャナーの生産能力増強を目的として、熊谷製作所及び株式会社栃木ニコンプレシジョンにそれぞれ新棟を建設し、増産のための体制を整えます。

熊谷製作所及び株式会社栃木ニコンプレシジョンは半導体露光装置の開発・生産の主力拠点であり、この新棟建設により露光機生産の全体的な効率を高めると共にArF液浸スキャナーの生産能力を現在の2倍以上の年間90台規模に拡大します。

なお、今回の生産能力増強にかかわる投資額は建物と生産設備合わせて平成20年度から平成22年度の3年間で約350億円（自己資金）を見込んでいます。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,101,468	400,106,327	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	400,101,468	400,106,327	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法236条、第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	69個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	69,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,048円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～平成25年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 1,048円 資本組入額 524円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。  
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 再編行為時の取扱い  
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	162個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	162,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,225円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 1,225円 資本組入額 613円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定並びに旧商法第221条ノ2の規定(単元未満株式の売渡請求)に基づく自己株式の譲渡の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。  
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い  
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

株主総会の特別決議(平成17年6月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	157個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	157,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,273円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～平成27年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 1,273円 資本組入額 637円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定並びに旧商法第221条ノ2の規定(単元未満株式の売渡請求)に基づく自己株式の譲渡の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。  
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い  
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議(平成19年2月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	99個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	99,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,902円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成21年2月28日～平成29年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 3,742円 資本組入額 1,871円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。  
権利者が権利行使期間中に取締役又は執行役員の地位を失った場合、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。  
権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。
- 3 再編行為時の取扱い  
当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

取締役会の決議(平成19年7月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	261個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月28日～平成19年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 3,260円 資本組入額 1,630円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利者が権利行使期間中に取締役(委員会設置会社における執行役を含む)及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合等において、新株予約権割当契約書に従って権利行使をすることができる。

権利者が権利行使期間中に死亡した場合、相続人は、新株予約権割当契約に定めるところにより、権利を行使することができる。

2 再編行為時の取扱い

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に一定の条件により承継させることができるものとする。

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成16年3月15日発行)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	34,500個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	16,763,848株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,058円
新株予約権の行使期間	平成16年3月29日～平成23年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価格 2,058円 資本組入額 1,029円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	34,500百万円

(注)1 当社が社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後新株予約権を行使することはできないものとする。また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。

2 新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	400,101,468	—	64,675	—	79,911

(注)平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、発行済株式総数が4,859株、資本金が4百万円、資本準備金が4百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、フィデリティ投信(株)、エフエムアール エルエルシー (FMR LLC) の2社連名の株式大量保有報告に関する変更報告書が関東財務局に提出され、平成20年4月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済み株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
フィデリティ投信(株) エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	33,894	8.47

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期連結会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 708,000	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 396,958,000	396,958	1単元(1,000株)未満の株式
単元未満株式 (注)	普通株式 2,435,468	—	
発行済株式総数	400,101,468	—	—
総株主の議決権	—	396,958	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式305株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)ニコン	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	708,000	0	708,000	0.2
計	—	708,000	0	708,000	0.2

(注) 上記には、旧商法第210条ノ2の規定によるストックオプション(株式譲渡請求権)のため取得した自己株式59,000株が含まれております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	3,110	3,400	3,570
最低(円)	2,675	2,725	3,070

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令第50号」(平成20年8月7日)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	93,559	113,973
受取手形及び売掛金	166,686	159,934
商品及び製品	121,351	117,082
仕掛品	126,859	118,302
原材料及び貯蔵品	28,595	29,335
その他	58,844	60,529
貸倒引当金	3,314	3,041
流動資産合計	592,583	596,117
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	<sup>1</sup> 42,938	<sup>1</sup> 41,879
機械装置及び運搬具(純額)	<sup>1</sup> 39,472	<sup>1</sup> 36,691
土地	15,630	15,488
建設仮勘定	7,887	8,232
その他(純額)	<sup>1</sup> 24,109	<sup>1</sup> 14,872
有形固定資産合計	130,038	117,163
無形固定資産		
無形固定資産	22,583	21,661
投資その他の資産		
投資有価証券	79,534	74,559
その他	11,609	11,222
貸倒引当金	104	104
投資その他の資産合計	91,039	85,678
固定資産合計	243,662	224,503
資産合計	836,245	820,621

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	178,766	186,060
短期借入金	18,816	11,321
1年内償還予定の社債	5,000	5,000
未払法人税等	12,223	32,063
製品保証引当金	7,819	8,551
その他	128,978	109,466
流動負債合計	351,603	352,463
固定負債		
社債	44,500	44,500
長期借入金	17,147	15,712
退職給付引当金	13,283	13,023
役員退職慰労引当金	419	532
その他	7,298	1,263
固定負債合計	82,649	75,032
負債合計	434,253	427,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,675	64,675
資本剰余金	79,911	79,911
利益剰余金	259,613	245,255
自己株式	13,403	1,357
株主資本合計	390,796	388,485
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,273	10,388
繰延ヘッジ損益	408	11
為替換算調整勘定	837	5,884
評価・換算差額等合計	11,027	4,492
新株予約権	168	146
純資産合計	401,992	393,125
負債純資産合計	836,245	820,621

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	237,870
売上原価	139,152
売上総利益	98,718
販売費及び一般管理費	
販売費及び一般管理費合計	※1 69,998
営業利益	28,720
営業外収益	
受取利息	371
受取配当金	608
持分法による投資利益	405
その他	1,233
営業外収益合計	2,619
営業外費用	
支払利息	348
現金支払割戻金	1,431
その他	447
営業外費用合計	2,227
経常利益	29,111
特別利益	
固定資産売却益	25
特別利益合計	25
特別損失	
固定資産除却損	388
固定資産売却損	3
特別損失合計	391
税金等調整前四半期純利益	28,745
法人税、住民税及び事業税	※2 10,790
四半期純利益	17,954

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間  
 (自平成20年4月1日  
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	28,745
減価償却費	7,313
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	86
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△840
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	88
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△112
受取利息及び受取配当金	△979
持分法による投資損益 (△は益)	△405
支払利息	348
固定資産売却損益 (△は益)	△21
固定資産除却損	388
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,023
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,265
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,066
その他	8,854
小計	26,108
利息及び配当金の受取額	909
利息の支払額	△409
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△29,570
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,961
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,994
有形固定資産の売却による収入	312
投資有価証券の取得による支出	△1,310
貸付金の増減額 (△は増加) (純額)	△154
その他	△4,180
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,328
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	9,506
長期借入れによる収入	1,700
長期借入金の返済による支出	△2,209
配当金の支払額	△4,859
自己株式の取得による支出	△12,080
その他	△622
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,565
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,272
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△21,581
現金及び現金同等物の期首残高	112,957
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 91,375

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 連結の範囲の変更

当第1四半期連結会計期間より、株式会社仙台ニコンプレジジョンは、株式会社仙台ニコンの精機事業を分割し新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産について、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ60億81百万円減少しております。

また、この会計方針の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに変更しております。これにより、営業利益が6億69百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は、軽微であります。

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、当社及び国内連結子会社は、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したのものとしてリース資産に計上する方法によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

なお、「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、219,496百万円 であります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、214,793百万円 であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)									
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりです。									
<table> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>21,262</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>製品保証引当金繰入額</td> <td>1,916</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>14,231</td> <td></td> </tr> </table>	広告宣伝費	21,262	百万円	製品保証引当金繰入額	1,916		研究開発費	14,231	
広告宣伝費	21,262	百万円							
製品保証引当金繰入額	1,916								
研究開発費	14,231								
※2 「法人税等調整額」は、「法人税、住民税及び事業 税」に含めて表示しております。									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)									
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係									
<table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>93,559</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金等</td> <td>△2,183</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>91,375</td> <td>百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	93,559	百万円	預入期間が3か月超の定期預金等	△2,183		現金及び現金同等物	91,375	百万円
現金及び預金	93,559	百万円							
預入期間が3か月超の定期預金等	△2,183								
現金及び現金同等物	91,375	百万円							

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	400,101,468株

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	4,435,601株

3 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	168

(注) 当第1四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は83百万円であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,391	13.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第1四半期連結会計期間末における自己株式の残高は、前連結会計年度末より12,046百万円増加し、13,403百万円となっております。これは主に、平成20年5月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年5月13日から平成20年5月21日にかけて、信託方式による市場買付により当社普通株式3,713,000株を、総額11,997百万円にて取得したためであります。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	精機事業 (百万円)	映像事業 (百万円)	インスト ルメンツ 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	57,905	164,859	10,933	4,172	237,870	—	237,870
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	385	377	556	7,037	8,357	△8,357	—
計	58,290	165,237	11,489	11,209	246,227	△8,357	237,870
営業利益又は営業損失(△)	6,217	23,127	△1,092	691	28,944	△224	28,720

(注) 1 事業区分の方法・・・当社グループの事業区分は、製品の種類及び販売市場の類似性等を考慮して行っております。

## 2 各事業区分の主要製品

精機事業・・・半導体露光装置、液晶露光装置

映像事業・・・デジタルカメラ、フィルムカメラ、交換レンズ

インストルメンツ事業・・・顕微鏡、測定機、半導体検査装置

その他事業・・・ガラス素材、望遠鏡

## 3 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。これにより、営業利益は精機事業において5,570百万円、映像事業において126百万円、インストルメンツ事業において221百万円、及びその他事業において162百万円それぞれ減少しております。

また、この会計基準の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに変更しております。これにより、営業利益は精機事業において316百万円、映像事業において145百万円、インストルメンツ事業において58百万円、その他事業において149百万円それぞれ減少しております。

## 【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	77,199	63,482	60,788	36,400	237,870	—	237,870
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	122,494	523	85	37,941	161,046	△161,046	—
計	199,693	64,006	60,874	74,342	398,916	△161,046	237,870
営業利益	24,863	1,405	48	3,870	30,186	△1,466	28,720

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米・・・米国、カナダ

(2) 欧州・・・オランダ、ドイツ、イギリス

(3) アジア・オセアニア・・・中国、韓国、台湾、タイ、オーストラリア

### 3 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、当社及び国内連結子会社は、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）により算定しております。これにより、営業利益は日本において6,081百万円減少しております。

また、この会計基準の変更に合わせて、従来、営業外費用で処理しておりました、たな卸資産評価減並びにたな卸資産解体処分損について、売上原価において処理することに変更しております。これにより、営業利益は日本において620百万円、アジア・オセアニアにおいて48百万円それぞれ減少しております。

#### 【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	欧州	アジア・オセアニア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	59,924	57,388	61,225	4,037	182,575
II 連結売上高(百万円)					237,870
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	25.2	24.1	25.8	1.7	76.8

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米・・・米国、カナダ

(2) 欧州・・・オランダ、ドイツ、イギリス

(3) アジア・オセアニア・・・中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア

(4) その他の地域・・・中南米、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

#### (デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)			前連結会計年度 (平成20年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (△は損) (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (△は損) (百万円)
通貨	為替予約取引						
	売建						
	円	30	32	△1	—	—	—
	米ドル	70,120	71,814	△1,693	43,403	41,066	2,336
	ユーロ	18,422	19,439	△1,016	20,609	20,480	129
	買建						
円	4,250	4,285	35	—	—	—	
米ドル	11,424	11,368	△55	5,888	5,854	△34	
計		—	—	△2,732	—	—	2,431

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・為替相場については、先物為替相場を使用しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

3 当該取引は、市場取引以外の取引となります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1)分離先企業の名称及び事業の内容

名称 株式会社仙台ニコンプレシジョン (当社の完全子会社)

事業の内容 光学器機械器具、半導体製造装置、液晶製造装置、関連部品等の開発、設計、製造及び販売。

(2)事業分離を行った主な理由

カンパニー制における事業一貫体制をより強化するとともに、迅速に事業環境の変化に対応し、競争力と収益力強化を図るため、株式会社仙台ニコンの精機事業を分離し、新たに株式会社仙台ニコンプレシジョンを設立いたしました。

新設の株式会社仙台ニコンプレシジョンは精機カンパニーのグループ会社に、新会社分割後の株式会社仙台ニコンは映像カンパニーのグループ会社となります。

(3)事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

事業分離日 平成20年4月1日

法的形式を含む事業分離の概要

当社の100%子会社である株式会社仙台ニコンを分割会社とし、新たに設立する株式会社仙台ニコンプレシジョンを承継会社とする新設分割。

2 実施した会計処理の概要

上記の事業分離は、共通支配下の取引に該当するため、内部取引としてすべて消去しております。したがって、当該会計処理が四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,015円57銭	983円94銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	45円16銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	43円30銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(1)1株当たり四半期純利益金額	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	17,954
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	17,954
普通株式の期中平均株式数(千株)	397,529
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	17,075
(うち新株予約権(千株))	311
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))	16,763
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月4日

株式会社ニコン  
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 桃崎有治 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野英樹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニコンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニコン及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更2. 会計処理の原則及び手続の変更(1)に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は通常の販売目的で保有するたな卸資産について、従来、主として総平均法による原価法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用することに変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成20年8月8日
<b>【会社名】</b>	株式会社ニコン
<b>【英訳名】</b>	NIKON CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役取締役社長兼CEO兼COO 荻谷道郎
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	代表取締役兼CFO 寺東一郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)  株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役取締役社長兼CEO兼COO苅谷道郎及び当社最高財務責任者代表取締役兼CFO寺東一郎は、当社の第145期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

